

物品入札参加資格者の指名停止について

令和 5 年 6 月 1 日
糸魚川市総務部財政課

1 指名停止措置業者

株式会社水機テクノス（東京都世田谷区桜丘 5-4 8-1 6）

2 指名停止期間

令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで（1 か月間）

3 指名停止の理由

株式会社水機テクノスは、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、関東地方整備局より監督処分（営業停止 45 日間）を受けた。

このことが、糸魚川市物品調達等請負業者指名停止等措置要領第 2 条第 1 項（別表第 11 号）に該当するため。